

論文

ハワイにおける日本人移民の変容に関する一考察 —1868年から1946年までの出稼ぎ労働者から永住者へ—

大石 文朗

A Study on the Transformation of Japanese Immigrants in Hawaii:
From Migrant Workers to Permanent Residents During the Periods 1868-1946

OISHI Fumio

要 旨

移民政策は、当時の国際状況や各国の社会状況が如実に反映されるものである。また、移民は、新参入者と受け入れ側の社会双方にとって、異言語・異文化との出会いで、さらに共生することが求められる。そこには当然社会的な摩擦が生じ、それゆえに改善を求めて「送り出す側」・「受け入れる側」双方の移民政策が変わっていくことになる。本研究では、ハワイへの日本人移民をその年代と特色に基づいて分類された「移民時代」、すなわち「元年者」「官約移民時代」「私約移民時代」「自由渡航時代」「呼び寄せ時代」「移民禁止時代」それぞれに対して、「移民に関する法令」、そしてハワイの地に永住する覚悟に深く関連した「英語習得」と「異文化理解」の観点から検討し、出稼ぎ労働者だった人々が、現地の永住という移民を選択した過程を考察した。

キーワード

ハワイの日系人 移民政策 多文化共生社会 異文化理解 英語習得

目 次

- I. はじめに
 - 1. 研究の背景
 - 2. 研究の目的
 - II. 元年者(1868年)
 - III. 官約移民時代(1885～1894年)
 - IV. 私約移民時代(1894～1900年)
 - V. 自由渡航時代(1900～1908年)
 - VI. 呼び寄せ時代(1908～1924年)
 - VII. 移民禁止時代(1924～1946年)
 - VIII. おわりに
 - 考察のまとめ
- 文 献

I. はじめに

1. 研究の背景

ハワイ初の日本人出稼ぎ労働者は元年者として知られている。これは明治元年に渡航したことから名づけられたものである。しかし、実際には海外へ渡航するためにはそれなりの準備期間が必要であり、現在のように人々の海外渡航に対する心理的なハードルが低く、また、法整備され手続きも簡略化されていない時代では、なおのこと諸々の準備が必要であったことは想像に難くない。一般的には、徳川幕府は鎖国を国策としており、海外への渡航は重罪というイメージが強いであろう。ハワイへ渡航できたのは徳川幕府が滅び明治政府が樹立して、海外渡航に対する国策が変更されたから、明治元年に渡航が可能になったと思われがちである。しかし、実際には明治政府はむしろこの渡航を認めていなかったのである。1858年に日米修好通商条約が締結された。1865年にアメリカ商人 Eugene Van Reed が駐日ハワイ総領事に任命されると、ハワイに日本人労働者を送るべく、徳川幕府に働きかけた。1867年に日本ハワイ臨時親善協定が締結されて、幕府より正式に許可を得て横浜に事務所を置いて希望者を募集した。しかし、いざ出発の準備ができた1868年に、大きく時代が変わってしまった。幕府が滅び明治政府がそれにとって代わったのであった。新政府は幕府が与えた許可を取り消したため、一行は出航できなくなってしまった。Eugene Van Reed は許可を改めて新政府に求めたが、それに対する回答はなかった。最終的な手段として、出航の日時を政府に知らせ、無理やり出航するという手段を取った。政府の追っ手を気にしながら、日本人移民の渡航は始まったのであった。その後、ハワイへの移民は、「官約移民時代」「私約移民時代」「自由渡航時代」「呼び寄せ時代」「移民禁止時

代」へと続いて行く。

2. 研究の目的

日本人移民と表されるが、ハワイに渡った日本人は、当初は、期間限定の出稼ぎ労働者であった。「元年者」の場合、総計153名がハワイに渡ったが、雇用条件は期間が3年で、月給は4ドル、住居付きというものであった¹⁾。その後の「官約移民時代」では、契約期間が3年で、月給は15ドル、約29,000名がハワイに渡った²⁾。その後、社会の状況が変化するにつれ渡航条件も変わることとなり、現在次のように、年代によって「移民時代」は分類されている³⁾。

- * 1868年 …… 元年者
- * 1885～1894年 …… 官約移民時代
- * 1894～1900年 …… 私約移民時代
- * 1900～1908年 …… 自由渡航時代
- * 1908～1924年 …… 呼び寄せ時代
- * 1924～1946年 …… 移民禁止時代

移民政策は、当時の国際状況や各国の社会状況が如実に反映されるものである。また、移民は、新参入者と受け入れ側の社会双方にとって、異言語・異文化との出会いで、さらに共生することが求められる。そこには当然社会的な摩擦が生じ、それゆえに改善を求めて「送り出す側」・「受け入れる側」双方の移民政策が変わっていくことになる。本研究の目的は、ハワイへの日本人移民をその年代と特色に基づいて分類された「移民時代」、すなわち、「元年者」「官約移民時代」「私約移民時代」「自由渡航時代」「呼び寄せ時代」「移民禁止時代」それぞれに対して、「移民に関する法令」、そして、ハワイの地に永住する覚悟に深く関連した「英語習得」と「異文化理解」の観点から考察し、出稼ぎ労働者だった人々が、現地の永住という移民を選択した過程を明らかにす

ることである。

Ⅱ. 元年者(1868年)

明治元年に横浜港から出港したサイオト号に乗船した日本人は総計153名で、ハワイへの渡航目的は明確であった。それは、労働契約に従ってお金を稼ぐことで、主な働き場所はサトウキビ耕地であった。しかし、参加者の多くが農業経験のない者たちで、常夏の地ハワイでの農作業は熾烈を極めた。1850年にハワイでは外国人でも土地を所有することが認められたため、白人の個人所有による多くのプランテーションが設けられた。これは、もともとハワイには土地の個人所有という考え方がなかったが、土地を所有し財産としてとらえる西欧型の考え方の影響により、1848年に王領、官有地、族長領地に三分割するマヘレ法が制定された。そして、1849年には米国と修好通商条約が締結された。また、翌年の1850年に庶民および外国人の土地所有が認められるクレアナ法が制定された。これにより白人の資本家たちは、当時、莫大な対外債務を抱えていたハワイから王領地や官有地を買い取り、その結果、1862年までにハワイ全土の75%が白人に所有⁴⁾されることになってしまった。元年者の働き先は、そうした新たな資本投下によって白人が経営するサトウキビ耕地であった。1日10時間で昼休憩が30分ほど許可された。労働条件は、出発前に日本で聞かされていたのとは異なり、昼食時以外の休憩は認められず、水を飲むにも監督者の許可が必要であった。監督者は馬に乗って鞭を持った白人であった。1863年のリンカーンによる奴隷解放宣言まで、奴隷が合法であった米国白人層にとって、労働者を働かせるということに対して、一定のスタイルが出来上がっていたことであろう。労働者と使用者は対等な立場になく、労働者の権利は無いに等しかった。中込によると、「ルナ(監督)はムチを

持って馬に乗り、まるで奴隷のような扱いである。やがて熱中症で2名が死亡、1名は熱病から錯乱状態となり自殺した。また、マウイ島に渡った3名は主人の命令に従わず、まじめに働かず法により入牢となった。ハワイの法律では契約労働者は契約満了まで働くことが義務付けられており、働かないことは罪であった⁵⁾と当時の状況を指摘している。このような今まで経験したことがない働き方に加えて、ハワイの物価高が元年者に重くのしかかっていった。ネルシャツが1枚1ドルもして、月の給料である4ドルでは生活が苦しく、出発前に日本で聞かされていたのとは大違いであった。また、言葉が通じないので現地の責任者と話し合うこともできず、元年者の不満は高まるばかりであった。一応、牧野富三郎が下級ではあったが武士の出ということもあり、日本において今回の雇人の紹介や斡旋を行った周旋人は、富三郎を英語ができると推薦したのであった。しかし、現地では富三郎の英語は役に立たず、何を話しても「アイテンク・ソウ(I think so)と答えるのでアイテンク・ソウ・トミー」⁶⁾と言われて、待遇条件は一向に改善しなかった。

たまりかねた富三郎は、明治政府に窮状を訴える嘆願書を上申することになった。1869年の嘆願書では、「早く Van Reed と掛け合って一同が帰国できるようにしていただきたい。しかし、もし3年の契約期間努めなければならぬのであれば、ハワイ政府に掛け合い、生活の成り立つ給料にしていきたい⁷⁾と記した。しかし、日本政府からは何の返答も来なかった。最終的には特命使節上野景範をハワイに派遣するが、これは富三郎の嘆願によるものではなく、サンフランシスコの新聞がハワイでの日本人労働者の窮状を記事にしたことで、日本政府が何もしなければ諸外国から軽視されるのではという、自国民を救助するというよりは、国の対面を守るという意味合いが強かった⁸⁾。そして、上野は

ハリス米国外相と、以下のようなやり取りを行っている。

上野「ハワイ領事と自称する米国人ヴァン・リード(Van Reed)が、わが国政府の許可なく150人も出国させ貴国へ送り込んだ。私の使命はこれら全員を帰国させることと、責任の所在を明らかにすることである」

ハリス「ハワイ総領事ヴァン・リード(Van Reed)により150人の日本人が入国したが、誰一人英語が判らず取りあえず各地のプランテーションに配属した。横浜からの情報により事情も読めてきたので誠意を持って解決したい。ヴァン・リード(Van Reed)に不正があれば厳正に処理する」⁹⁾

ハリス外相が、「誰一人英語が判らず」という表現によって、元年者の英語力に言及しているが、筆者は、これは差別意識と問題のすり替えが作用したものでなからうかと思う。当然新参者はホスト国の言語を理解すべきという目線であるが、そもそも言葉が判らない日本人労働者を誘致したのは、労働力不足を解決するための方策として白人のプランテーション経営者が行ったことであった。しかし、何か問題があれば自らが訴えるべきで、何ら言葉による発信がなかったのだから、こちらには知るすべもないので落ち度はなく責任はない。このように問題をすり替えて、責任を回避しているとしか思われないのである。その後、上野はハワイ政府と交渉し、労働条件の改善を取り付け、即時帰国したい者を募り、40名が帰国した。11名が3年の期間を終えたのちに帰国し、102名は帰国せずにその後ハワイに残ったり、アメリカ本土へ出稼ぎに行くなどした¹⁰⁾。約三分の二の元年者が帰国しなかったが、特にハワイに残った者は、様々な分野の経営者となり活躍した。これに対して中込は、封建的な当時の日本社会で、貧しい農民が自ら

の店を持つことは困難な事であったが、ハワイでは本人の努力と才覚で自分の店を持つことが可能であったことが、帰国しなかった要因だと指摘している¹¹⁾。

Ⅲ. 官約移民時代 (1885~1894年)

元年者の出稼ぎは明治政府にとっては許可がないのに勝手に渡航し、そのうえ現地でトラブルになり、移民召喚使節を派遣して尻拭いをさせられたという不本意なものであったのであろう。その後、ハワイへ渡る者はいなかった。そして、1871年に日布修好通商条約が日本とハワイの間で締結されて、正式に国交が開始された。また、1875年には米布互惠条約がアメリカとハワイの間で結ばれて、ハワイの生産品は米国へ非課税で輸出することが可能になった。その見返りとして、「ハワイのいかなる領土もアメリカ以外の他国に譲渡、貸与せず、特権も与えない」¹²⁾ということが条件付けられ、さらに、ハワイの土地を軍事使用できる特権をアメリカは得て、事実上、ハワイはアメリカの属領となったことを意味した。このように国際関係が変化する中、1885年から日本とハワイとの間に移民協定が結ばれ、日本政府が正式に認めた官約移民が始まった。この官約移民は、日本とハワイ双方にメリットをもたらした。日本のメリットは、失業者を減らせることであった。1877年の西南戦争により社会が不安定になったのに加え、異常気象の冷害によって作物が収穫できず、農村部で失業者が急増してしまった。日本国内のどこへ稼ぎに出ようにも、働く場所を見つけるのが困難であった。1884年9月5日付けの『防長新聞』には、「田畑の耕作のみにては生計立ち行き難し故に、男子ハ大工、石工、日雇い船乗等となり、他の地方へ出稼ぎし、女子ハ専ら木綿を織て漸く其日を凌ぎ来りしが、近来大工、石工の日雇

い賃の下落せしのみならず、雇ふ人の少なきに已むを得ず追々帰郷するもの多くなり¹³⁾という記事が掲載されており、今まで出稼ぎで細々と生き抜いてきたが、その出稼ぎ先さえ見つけるのが困難になり、生活に困窮する様子が訴えられている。このように職を求める人々にとって政府が後ろ盾になっている官約移民は、元年者の時とは違い異国の地で働くとはいえ格段の安心感があったに違いない。また、労働条件も良く、当時の小学校教師の約6倍の収入が得られたと、堀は次のように指摘している。

ハワイのサトウキビ耕地労働で保障された月給は、食費と宿所代込みで男子が15ドルで女子が10ドルだったからだ。つまり夫婦で働けば月25ドルとなる。明治18年のニューヨークの外国為替平均相場が84.78ドルなので、100円が約85ドルとなり(明治35年刊『日本帝国統計全書』)、日本円に換算すれば月給は約30円。これに対して大島郡内の大工木挽職人の日給が14銭で、一か月(30日)働いても4円20銭にしかならず、妻の収入(織工の一日平均賃金は77厘)と合わせても6~7円程度である。したがってハワイで夫婦共働なら、周防大島の場合の4~5倍になった。¹⁴⁾

他方、ハワイ側の日本人を受け入れるメリットは、労働力不足の解消であった。19世紀に入り西欧人との接触が多くなるにつれ、今までハワイになかった感染症であるハンセン病にかかる者が多くでた。それによってハワイの人口は、次の表1のように激減してしまった。

1832年の130,313人と比較すると、1890年には34,436人と四分の一程の人口に減少してしまった。他方、アメリカの資本家によるプランテーションが拡大する中、耕地で働く労働者が必要になった。そのような社会状況に加えて官約移

表1 ハワイ人口の減少傾向
(筆者が一部加工)¹⁵⁾

年	人口
1832	130,313
1850	84,165
1853	73,137
1860	69,800
1872	56,869
1844	40,014
1890	34,436
1910	29,799

民が成立したのは、ハワイ王国のカラカウア王の役割が大きかった。官約移民が発足する4年前の1881年に、彼は日本政府を訪れた。その際、日本の天皇家と姻戚関係を結ぶことと、労働者不足を補うため日本人のハワイでの労働を提案した。この提案は、単に労働力を補うということではなく、アメリカの侵略に危機感を覚えたカラカウア王は、日本人とハワイ人は先祖が同じと信じており、減少した人口を日本人で補い、政治的にも日本との関係を強固にすることによって、西洋列強の植民地化に抗うことが目的であった¹⁶⁾。表2に示したように、第1回目の1885年には946名がハワイへ渡り、1894年までに26回続き、合計29,139人の日本人がハワイへ出稼ぎに渡った。

元年者とは違い政府同士の後押しがあつての官約移民であったが、文化も言葉も違う異国の地なので実際に生活して初めて分かることだらけであつたのであろう。第1回目の移民から次のような不平不満が噴出した。「耕地では、就労の日が一日一日と重なると、労働者にとって、予期しなかつた苦痛や、約束の違ひのことが起こつて、不平不満の声が高まつた。かれらと、耕主やルナ(現場監督)との間にいろいろな悶着が生じた。その直接原因は雇い主側に契約不履行の点があること、酷使することにあつたが、労働者側にも労働不なれの者が相当数いて、とかく煽動的な態度に傾きがちであつた。また、言葉の通

表2 官約移民回数別渡航表
(筆者が一部加工)¹⁷⁾

回数	到着年	人数
1	1885	946
2	1885	988
3	1886	927
4	1887	1,447
5	1888	1,063
6	1888	1,081
7	1888	1,143
8	1889	957
9	1889	997
10	1889	1,050
11	1890	1,064
12	1890	1,071
13	1890	1,068
14	1890	555
15	1891	1,093
16	1891	1,081
17	1891	1,091
18	1891	1,488
19	1891	1,101
20	1892	1,098
21	1892	1,124
22	1892	995
23	1893	733
24	1893	1,811
25	1893	1,643
26	1894	1,524
		合計 29,139

じないことや、気候が不なれのために、不平と誤解がつのった。(中略)小さなストライキは各地でたびたび起こった¹⁸⁾。

1889年にはハワイでの日本人の数は1万人を超えていた¹⁹⁾。彼らはお金をためて故郷に錦を飾ることを夢見た出稼ぎ労働者であった。しかし錦を飾れたのはほんのわずかで、大多数の者が3年間の契約期限を終えてもさらにお金を稼ぐために異国の地にとどまった。「年期が満了して自由労務者になった者も、耕地を移動する程度で、転業したり、自営の創業をする準備も、意欲も殆んどなかった。ひたすら小金を貯えるこ

とにきゅうきゅうとし、金銭のためには恥も外聞もあえて顧みないような行為に流れ易く、目先の小利だけを追って、浮動しているような傾向が多分にあった²⁰⁾。

このように当時の日本人移住者は、まだ出稼ぎ色が濃くハワイの地に永住しようという意思は希薄であったが、この官約移民こそがハワイにおける日本人永住者の礎を築いたものであった。ハワイ政府と交わした「日布渡航条約」では、日本人は条件を満たせば3年間居住すればハワイに帰化することが認められていた²¹⁾。そして、1894年には農園での日本人労働者は全体の五分の三を占めて²²⁾、ハワイの砂糖産業にとって日本人は重要な地位を占めるようになっていた。経営者にとって慣れた労働者を雇用し続けたいという思いになり、引き留めるために好条件を提示されることが、結果的に永住を考えることにつながることになったであろう。さらに、日本人労働者にとってハワイ社会での基盤ができてつづつあったので、今更日本に帰るよりは生活基盤があるハワイでの「永住」へと転じる者がでつづつあった。この社会環境の変化こそが、「出稼ぎ労働者」から「永住者」への転換をもたらした²³⁾。

しかし、この官約移民はアメリカのクーデターによって、終焉を迎えることになった。いわゆる「ハワイ革命」である。ハワイ政府の実権を握っていた米国人は、カラカウア王にハワイ憲法の改正を武力でせまり自らに有利なように改めさせた。その後、王位を受け継いだリリオカラニ女王は、米国人に有利になった憲法を是正すべく新憲法を發布しようとしたところ、1893年に米国海兵隊によって宮殿を取り囲まれ制圧されたのであった。女王は流血を避けるために王制廃止と米国人による臨時政府を認め、ハワイ王朝はここに崩壊した。1894年に米国はハワイ共和国を樹立して、初代大統領として Sanford B. Dole が就任した。

このようにハワイの社会が激変する中、特に

日本政府が交わした「日布渡航条約」の相手であるハワイ王朝が崩壊したことは、日本人移住者に危機感を募らせた。条約が無効になれば、これまで築いてきた自分達の生活の根底が覆りかねない事態であった。日本人移住者達は、即座に同盟会を結成した。1893年にこの同盟会を通して、当時の伊藤博文総理大臣と外務大臣陸奥宗光宛に意見を上程した建言書である建白書を呈上した。その建白書の目的は、自分達の生命や財産が脅かされそうになった場合には、日本政府として保護してほしい。また、ハワイで日本人が不利な扱いを受けないように、政府として米国に対して後押ししてほしいといったものであったが、その建白書には次のような記述もあり、当時のハワイでの日本人社会がどのような状況であったのかを知ることができる。

(略)この地には2万人あまりの同胞が住み、至る所にその足跡を留めており、これは帝国史上、未曾有のことだと考えます。

このハワイ島だけでも、既に自らの資本で商業を営み、農業を起し、あるいは漁業牧畜に従事している者が多くおります。なかでもヒロ地方に於いては、日本人の商店は数十件以上もあり、雑貨店は食料店と相並び、旅館は割烹店と軒を接し、その他鍛冶屋職あり、湯屋あり、菓子舗あり、時計師あり、また、写真師あり、青物屋あり、その繁盛ぶりを察していただきたいと存じます。

サトウキビ耕地を見れば、日本人が三々五々、列をなして働き、砂糖工場に入ると、砂糖を煮るもの、機械を運転するもの、工場で働いているのは皆、日本人です。

島の北方、ハマクワ郡ホノカア地方に行くと、多くの日本人が相集まり屋敷を買い取り、家を建て、道路を築き、まるで日本村落のようであります。そして、天長節には家々の国旗が朝日を受けて翻っております。

また、南方、プナ郡オーラア地方では、多

くの日本人が30年間継続の約束で旧王室所有の地所を借り受け、家を建て菜園をつくり、着々と珈琲樹の栽培に従事していますが、その地所は既に550町歩にも及んでいません。(略)

我々は今日、海山万里の孤島にいても、何の不自由も感じず、まるで自国にいるように暮らしています。過去数年間の努力でこのように成功させ、今、将来を思うに、前途悠々、希望は春のごとくであります。(略)²⁴⁾

この建白書によると、日本人移住者の中には生活基盤をすでにハワイで築いた者も多く、新たに加わった日本人労働者も異国の地というよりは新たな日本人村に加わるという感覚で、違和感が少なく現地に溶け込めたことであろう。しかし、それは彼等が自分たちに心地よい他者とは隔絶された「日本人村」の構築を意味しており、現地の文化や英語に関してあまり関心がなかったことの証左ともいえよう。また、他者とは違う日本人村の住人という自覚があったからこそ、建白書を日本政府に送るにいたったのであると思われる。ハワイ王朝が崩壊したことによって、1894年の第26回目をもって官約移民は、日本とハワイ政府双方の同意のもと終えることになった。

IV. 私約移民時代 (1894~1900年)

官約移民が終わったのは双方の様々な諸事情が重なったものであった。それはハワイ王朝の崩壊と新たな共和国の樹立というハワイの政治的状況の変化であり、日本にとっては日清戦争勃発という有事を抱えていたことと、移民が莫大なお金を生み出していたため民間から政府へ強い非難が集まっていたことであった。今野等によると、「ハワイの日本人から内地に送金する

金額は、当時毎年200万円にも達し、渡航希望者は多かった。こうした背景の下に、日本政府はハワイ移民取り扱いを民間会社に許可することに踏みきらざるをえなかった²⁵⁾と指摘している。莫大な利権が期待される移民事業に対して、当時の政府は民営化の圧力をかなり受けていたのであろう。政府が決めた移民保護規則のもと、私設移民会社が希望者の募集と書面上での契約を行うこととなった。次の表3は、移民会社がどれだけの移民を扱ったかの表である。

表3 移民会社によるハワイ渡航移民数等
(筆者が一部加工)²⁶⁾

移民取扱人	創立年	取扱い移民数	回数
小倉 幸	1894	2,500	4
神戸渡航会社	1894	900	11
海外渡航会社	1896	10,732	61
森岡商会	1896	8,148	51
熊本移民会社	1896	7,738	46
日本移民合資会社	1896	5,800	21
東京移民会社	1898	3,382	14

このように1894年から移民会社が移民事業を行うようになった。この事業は莫大なお金と政治力が絡んだものであったので、誰しものが会社を設立して移民事業に参入できるというものではなかった。移民会社はハワイの砂糖会社からは紹介料を取り、日本人移民者からは手数料を取り、船会社からはリベートを取った。さらに、移民会社が共同で銀行を作り強制的に預金をさせ、移民者の貯金や日本への送金を扱うことによって更なる手数料を取り、彼等のお金の管理をするに至った。会社にとって移民者はある意味金のなる木であった。移民の渡航が回を重ねるごとに会社は営利に走り搾取的になっていった。私的な自由意思での移民でも契約移民であるかのように扱って、会社の利益を図るようになった²⁷⁾。中込は「海外渡航会社」の設立に関して、いかに政治力が絡んでいたのかを次のよう

に指摘している。

海外渡航会社は、菅原ら旧自由党員が参加して設立したものである。(略)菅原も莫大な利益をあげ、その多くを日本に政治資金として送金したが、後に日本での政界進出の資金となった。旧自由党員の数名は帰国後、政治家となっている。菅原もまた、1898年、立憲政友会から衆議院議員に当選した。以後、当選16回、36年間、宮城県第三区選出の政治家として務めた。²⁸⁾

ちょうど1894年は日清戦争が勃発した年であった。当時の日本人のハワイでの人口は約23,000名で²⁹⁾、中国人と比べると少数派であった。日本人よりも移住した年が早く、人数も多い中国人とは同じ東洋人であるがゆえに決して友好的な関係ではなかった。当時の日本の兵役法により、移住者の中でも参戦した者がおり、日清戦争はまさにわが身に起こっていることであった。そのような状況もあり、1895年に日本が戦勝国になった時には、祝賀会やパレードがハワイで開かれるほどであった。このことは、日本人移民者に自信をつけさせたが、他方、同じ東洋人で移民労働者という立場も一緒ながら、戦勝国と敗戦国という違いが日本人と中国人との間に敵対感情をさらに植えつけた。実際、1898年には日本人と中国人との間で暴動事件が起こってしまった³⁰⁾。このように同じような立場であるがゆえに双方が距離を置き、互いに自らの優位点を主張することは、民族としての自尊心からきているのであろう。しかしこのことは、自尊心の抛り所がそれぞれの母国にあるということを示しており、ハワイにおける「日本人の村社会」や「中国人の村社会」にそれぞれが留まり、「ハワイの社会への同化」という観念すら存在しなかったのではなかろうか。ハワイにおいて日本人と中国人の軋轢が深まる中、1898年に米西戦

争が起り、世界各地に広がっていたスペインの植民地を巻き込んで、太平洋の中心にあるハワイの地が軍事上重要になってきた。このような国際社会の変化が軍事拠点としてハワイの価値を上げ、アメリカは1900年にハワイを準州として併合することを決めた。

V. 自由渡航時代 (1900~1908年)

1900年のアメリカの準州化によって、当時ハワイで働いていた日本人の立場は良い意味でも悪い意味でも激変することになった。当時の日本政府は、ハワイ共和国はアメリカの傀儡政権によるものだという認識で、遅かれ早かれ合併されることを想定しており、その懸念をすでに表明していた。それによると併合された場合、「合法的に取得せる在留日本人の居住、商業及び産業上の権利に危険を及ぼす惧れがある」³¹⁾として、合併を牽制していた。その後、日本政府の想定どおり合併されたが、併合後の在留日本人の営業、財産はそのまま認められることとなった。しかし、次のような変化があったと今野等は指摘している³²⁾。

- ①ハワイが米国の一部となったことによって、ハワイそのものの政治的地位が確保された。
- ②1888年以来米国で制定されていた支那人排斥法がハワイにも適用されることになった。
- ③外国からのすべての契約労働者の輸入が禁止された。
- ④ある一定期間を定めた契約労働は即時みな無効となった。これによりハワイ全島耕地の日本人契約労働者はすべてが自由の身となり、半奴隷の境遇より解放された。

このような準州化によって得られた良い点は、アメリカの人権意識と労働に対する価値観がも

たらされたことであろう。ハワイで生まれた二世には、アメリカの市民権が認められた。また、契約に縛られて職業や住むところの選択ができず、半奴隷的な扱いを受けていた日本人労働者は、自由選択という新たな価値観を手に入れることができた。

他方、悪い点は、支那人排斥法が象徴する人種差別の概念がもたらされたことであろう。人権意識といってもまだまだ稚拙なもので、マジョリティである白人の人権が最優先され、マイノリティの人権は軽んじられたものであった。アメリカ本土ではすでに黄禍論がはびこり、特に低賃金で働く東洋人は偏見の対象となった。

この準州化による契約に縛られず働き先を自由に選択できることは、その後の日本人労働者の永住に対して大きな影響をもたらすことになった。少しでも多くの賃金を求めて、多くの日本人労働者がアメリカ本土を目指した。相賀は、ハワイからアメリカ本土へ行く者がいかに多かったかについて、次のように語っている。

1901年末より1907年2月まで、ホノルルよりサンフランシスコ及びシアトルに向けて転航した同胞は、夥しき数に上がった。以上の数年間にハワイから米大陸へ転航した日本人の数は、約5万7千人に上ったと伝えられている。当局の調査に依るに、1901年6月より1905年4月30日までの3年十ヶ月間だけでも、日本人のハワイ上陸数3万5289名に対し、出国者3万1424名、差引き当地残留者僅かに3839名に過ぎなかった。無論出国者の中には、日本への帰国者もあるが、大部分は大陸渡航者で、いかに転航熱の甚だしかったかを語るに足りる³³⁾

当時、日本人労働者が直接アメリカ大陸に渡ることは困難であったため、いったんハワイに渡ったことが転航者数を押し上げる要因になっ

たのであろう。より賃金の高い労働を求めて多くの者達がアメリカ大陸へ渡ったが、英語が不自由な彼らは同胞を頼って転航した。その結果、同じ地域に日本人労働者が集まることとなり、特にそれが顕著だったアメリカ西海岸では排日運動が高まっていった。1907年2月にはハワイからの日本人労働者の転航が禁止された。また、これを受けて日米間の紳士協定により、1908年に日本政府は自主的に新たな日本人労働者の渡航を禁止した。これによって自由渡航時代は終焉を迎えた。

VI. 呼び寄せ時代 (1908~1924年)

紳士協定により新たな日本人労働者の渡航は禁止されたが、「協定に基づき、ハワイ在留の日本人家族、再渡航者、写真結婚者、各種専門家、一時旅行者」³⁴⁾は除外された。そのような制約の中、写真結婚によって呼び寄せられた日本人が顕著であったため、この時期を「呼び寄せ時代」と呼んでいる。写真結婚は、ハワイにいる出稼ぎの男性が結婚相手を探そうにも相手を現地で見つけることができないという状況の中、苦肉の策からでたものであった。それは、日本にいる親類に写真を送り結婚相手を探してもらい、入籍をした後ハワイに呼び寄せるというものであり、この結婚方法は、当時の日本人にとってはさほど違和感のないものであった。結婚は家と家の結びつきが当事者の恋愛感情より重視され、本人ではなく親が結婚相手を決めるということは日常的に行われていた。そのような結婚に対する価値観であったため、写真しか見たことのない男性と入籍し、遠く離れた異国の地であるハワイへ渡航するという写真結婚が成立したのであろう。この間にハワイに渡った女性の数は、次の表4のようであった。

表4 ハワイへ渡航した女性の数(1909~1924年)(筆者が一部加工)³⁵⁾

年	女性の数
1909	880
1910	1,261
1911	1,916
1912	2,884
1913	2,649
1914	2,012
1915	1,942
1916	2,168
1917	2,546
1918	1,945
1919	1,953
1920	1,761
1921	1,928
1922	1,799
1923	1,350
1924	1,300
	合計 30,294

この写真結婚による呼び寄せが、結果的にハワイにいる日本人の人口を急激に増加させることになった。1912年から1915年の間が最も顕著で、1912年にはハワイ全体の出生比率中日本人が40%であり、1915年には46%で、1923年には51%に達していた³⁶⁾。他方、この写真結婚は、白人の結婚の価値観とは相いれず白人にとっては奇異に映った。このことが「得体のしれない日本人」というイメージをますます植え付け、排日に拍車をかけていった。堀によると、「親日家達も写真結婚だけは理解できず、苦々しい思いでこれを見ていた。見合い写真の風習のない民族にとって、写真結婚は性奴の人身売買でしかなかった。そして、米国の触れられたくない未開時代の現物結婚や奴隷売買まで思い出させる不愉快なものであった」³⁷⁾と指摘している。アメリカは1924年に新たな移民法を定め、写真結婚者の呼び寄せはできなくなってしまった。

Ⅶ. 移民禁止時代 (1924~1946年)

1924年にアメリカ新移民法が成立し、紳士協約は破棄された。この法は、「日本人は官吏、旅行者、宗教家、大学教授、移民総監の指定する学校の入学生、国際商人、新移民法実施前アメリカに居住していた者の再入国以外の渡航を禁止した。つまり、新しい移民の道は完全に閉ざされたのである」³⁸⁾というものであった。この新移民法は、まさにアメリカの主流であるヨーロッパを起源とする白人の価値観にそぐわない新参入者、つまり東洋人を制限するために成立したものであり、人種偏見に基づいたものであったと今日では多くの研究者が指摘している。例えば、新日米新聞社では、次のような論調が紹介されている。

1920年前後から外国移民の流入が激しくなり、米国の総人口は1億に達するに及び、これら移住者中には極端な過激思想をもつ者、教養のない者など、米国にとって好ましからぬ者も少なくなかった。そこで移民の入国制限を主張するものが次第に勢力を増し、(中略)東洋人を締め出したこの移民法が、東洋人差別の要素をもっていることは否定できない。ヨーロッパ諸国に割当てられた移民数の基準に基づいて計算すると、日本に移民が許されたとしても年間185人にすぎない。これだけの年間移民が米労働界に影響を与えるという経済的根拠はなく、人種的偏見以外の理由はみあたらない。³⁹⁾

この新たな移民を禁止する新法が成立した1924年の時点で、ハワイに在住した日本人労働者は、次の表5のようであった。

当時の日本人在住者116,615名のうち、ハワイで生まれた二世にはアメリカの市民権が認めら

表5 1924年ハワイ在住日本人出身地別人口(筆者が一部加工)⁴⁰⁾

出身地	人口
広島	30,534
山口	25,878
熊本	19,551
沖縄	16,536
福岡	7,563
新潟	5,036
福島	4,936
和歌山	1,124
宮城	1,088
岡山	727
山梨	581
愛媛	538
静岡	487
東京	461
千葉	434
福井	396
鹿児島	381
高知	364
	合計 116,615

れていたが、一世には帰化権すらなかった。そのような不安定なハワイでの状態では、ある程度のお金を貯めたら故郷に錦を飾るということで、日本に帰るという選択肢が心のどこかにあったのではなかろうか。実際、日本政府は移民を開始した当初から「移民は出稼ぎ」という位置づけで、多くの外貨を稼いで速やかに日本に帰国するように指導をしてきた⁴¹⁾。しかし、日々の生活費を切りつめても、思ったほど十分なお金を貯めることはできなく、ただ時間だけが過ぎ、ハワイでの自らの生活環境がそこそこ確立するのと同時に、日本を離れている間に日本での環境が変化し、自分が戻る場所がなくなってしまうということも想像に難くない。そういう意味では出稼ぎ労働者は、「もう少し異国の地において稼ぎたい」という思いと、「いずれは帰国を」と

いう思いが入りまじり、絶えず揺らぎの状態にあったともいえよう。そのような心理状態の日本人出稼ぎ労働者にとって、1924年の新移民法は、いったん帰国すると再度ハワイには来れないというもので、ある意味「帰国するのか」、「永住するのか」、どちらか白黒はっきりさせることを迫ったものであった。今野等は、「新移民法は、在米日本人に新しい歩みを強制することとなった。日本へ帰り、妻をめぐって再来米する道も断たれた。つまり、在来日本人の活性化の道は封じられたのである。この時期に、日本へ帰る者も少なくなかった。だが、永住意志の強固な者、さまざまな理由で日本へ帰れない者は、アメリカ生まれの二世と共に、定着へと向かわざるをえなかった」⁴²⁾と指摘している。

永住を覚悟した日本人移住者は、自らは英語ができなく学がないために、過酷な肉体労働に従事するしかなかったという苦い経験があったので、子ども達の教育に力を入れた。これは、当時の日本の教育に対する価値観から来たものである。明治政府は1872年に学制を公布した。その教育理念は「人が立身出世し、悔いのない生涯を送るためには学問を修めなければならない。この学問のために学校はなくてはならない働きをもっている。そして人は学校という機関をとおして勉強してこそ、はじめて立身出世できるのである。人間がその身を滅ぼすのは多く不学にその原因がある」⁴³⁾として、勉学の重要性が強調されたものであった。このことにより、ハワイにいる日本人は他の民族と比較して子ども達の学業に大変熱心であり、その後、日系人はハワイにおいて社会的に中核を担っていくことになった。

しかし、日本とアメリカの関係は悪化するばかりで、1941年12月7日のハワイ真珠湾攻撃によって両国は戦闘状態になった。ハワイ日系二世はアメリカ人として戦闘に加わることを志願して、日系人で編成された第442連隊が結成された。

この連隊の活躍により、アメリカで日系人の地位が向上することとなり、太平洋戦争終結後の1946年に、日本からの移民が再開された。そして、1952年の新移民国籍法によって日系一世の帰化が認められることになった。

Ⅷ. おわりに

考察のまとめ

異国の地へ労働者として移住する場合、本人の意思や情熱もさることながら、自国の社会状況や受け入れ国の社会状況、それらを取り巻く世界状況等、すべてが相互に影響し合いそれぞれの時代の状況が形作られていく。その意味では、まさに時代に翻弄されながら日本人移住者は、自らの人生を選択したのであろう。言い換えれば、いつの時代においても完全な自由選択はなく、たまたま生まれついた時代の社会状況の中での、制限された選択肢があるのみということではなからうか。そして本稿では、そのような時代背景の違いを観点とし、ハワイへの日本人移住者のそれぞれの時代背景の特色を明らかにすることによって、出稼ぎ労働者だった人々が永住という移民を選択した過程を考察することであった。「元年者」の場合、送り出し国である日本、受け入れ国であるハワイ双方が準備不足であった。日本の大転換期である明治維新と重なったということが、その要因の一つであったが、日本人移住者に対して、現地の受け入れ状況の事前確認や賃金水準の確認等がなされず、期間契約の使い捨て労働者の意味合いが強かった。短期でお金を稼いで一攫千金を夢見た移住者と、労働力の補充だけを考えたハワイ側、双方が打算で成り立ち、人が生活するという視点が欠けていたためにトラブルが生じその後が続かなかった。「官約移民時代」は、政府同士の移民協定に基づくため、送り出し側の日本、受け

入れ側のハワイ双方が、事前に生活環境や賃金等の面で協議を行い、「元年者」の時と比べると、人が生活するという視点がとり入れられて、かなり改善されたものであった。故に、26回続き約29,000名が参加し、ハワイにおける日本人永住者の礎を築くことになった。「私約移民時代」は、先人が築いたハワイでの社会的な枠組である日本人村に参入するという意味合いが強く、むしろ日本人としてのアイデンティティに目が向き、他の民族グループとの軋轢が生じる程、日本に対する帰属意識が強かった。「自由渡航時代」は、ハワイがアメリカの準州になったことによって、ハワイで生まれた二世には、アメリカの市民権が認められたということが、永住への後押し要因になった。また、契約労働からの解放は、自分の意志で未来を選択するということを迫り、自らを見つめ帰国か永住かを考えさせる機会を与えることとなった。「呼び寄せ時代」は、新たな日本人労働者の渡航は禁止されたので、今まで帰国するのか永住するのか迷っていた者、もしくは、決めるのを先延ばししてきた者にとって、日本に戻って居場所がなければハワイに戻ってこればいいという選択肢を失わせた。初めて、帰国か永住かの選択を日本人移住者に迫ったものであった。そして、永住を決意した者が伴侶を迎えるための苦肉の策として、「写真結婚」での呼び寄せを行った。いわばこの時代は、永住への準備段階と言えるものであった。「移民禁止時代」は、アメリカ新移民法によって、新しい移民は完全に閉ざされてしまった。日本に帰るのか永住するのかの最終判断を迫るもので、これ以上先延ばしにすることはできない状況に追い込まれた。この新移民法は言い換えれば、現在いる日本人移住者をふるいにかけるもので、先の「呼び寄せ時代」における、日本から伴侶を呼び寄せることによって、ハワイでの生活環境が改善されれば永住も考えるという選択肢はなくなってしまった。覚悟を持って永住する決断

が求められた。その結果、永住を決意した日本人移住者は、将来のことを考え、子ども達が日本文化だけではなくアメリカ文化と英語を身につけ、高度な知識を得るために大学への進学を希求することとなった。

文 献

- 1) 中込眞澄, 『ハワイを拓いた日本人』幻冬舎, p.43, p.45 (2016).
- 2) 同上, pp.67-68.
- 3) 同上, pp.41-68, pp.132-167.
- 4) 同上, p.32.
- 5) 同上, p.50.
- 6) 同上, p.51.
- 7) 同上, pp.50-51.
- 8) 同上, p.52.
- 9) 仁保島村社会科研究会, 『ハワイ移民史』ハワイ移民資料館, p.8 (2008).
- 10) 前掲書1), p.57.
- 11) 同上, p.58.
- 12) 同上, p.62.
- 13) 堀雅昭, 『ハワイに渡った海賊たち』弦書房, p.40 (2007).
- 14) 同上, p.41.
- 15) 今野敏彦, 藤崎康夫編著, 『移民史Ⅲ』新泉社, p.59 (1986).
- 16) 前掲書1), p.65.
- 17) 前掲書15), p.71.
- 18) 同上, p.72.
- 19) 同上, p.75.
- 20) 同上, pp.74-76.
- 21) 前掲書1), p.98.
- 22) 前掲書15), p.87.
- 23) 同上, pp.86-87.
- 24) 前掲書1), pp.104-105.
- 25) 前掲書15), p.89.
- 26) 同上, p.91.
- 27) 同上, p.90.
- 28) 前掲書1), p.109.
- 29) 前掲書15), p.91.
- 30) 同上, pp.91-92.
- 31) 同上, p.92.
- 32) 同上, pp.92-93.
- 33) 相賀溪芳, 『五十年間のハワイ回顧』同刊行会, pp.162-164 (1953).
- 34) 前掲書15), p.115.
- 35) 同上, p.106.
- 36) 同上, p.116.
- 37) 前掲書13), p.153.
- 38) 前掲書15), p.186.
- 39) 同上, pp.185-187.
- 40) 前掲書1), p.154.
- 41) 同上, p.155.
- 42) 前掲書15), p.186.
- 43) 文部科学省ホームページ, 学制百年史, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/ (閲覧日2019.8.5).